

特集 **ご存知ですか**
高齢者の皆さんの強い味方！
—地域包括支援センター—



「住み慣れた地域で、いつまでも元気に暮らしたい」

高齢者の皆さんに限らず誰もがこのような希望をお持ちだと思います。
しかし、高齢者に関する悩みや困りごとなどを誰にも相談できずに抱え込んではいませんか？

特集では、このような悩みごとの相談に応じ、解決に向けて支援する「松浦市地域包括支援センター」を紹介します。

「なんでもご相談ください」

高齢者に関する介護についての相談や悩み、また福祉や医療についてなど、何でもご相談ください。適切なサービスの利用におつなぎします。

「みなさんの権利を守ります」

高齢者の皆さんがもつ様々な権利を守ります。虐待を早めに発見したり、[※]成年後見制度の紹介や、消費者被害等に対応します。

地域包括支援センターにお任せください！

「様々な方面からみなさんを支えます」

高齢者の皆さんが暮らしやすい地域にするため、地域の[※]ケアマネジャーへの支援をはじめ様々な機関とのネットワークをつくり調整します。

「自立して生活できるよう支援します」

[※]要介護状態にならないように[※]介護予防ケアプランの作成を行います。要支援 1・2 の人は介護予防サービスを、支援や介護が必要となる恐れが高い人は介護予防事業を利用できます。

市では地域包括支援センターを平成18年4月1日に設置しました。
ここでは、高齢者の皆さんが生き生きとした生活をしていくための悩みごと相談やその解決に向けた支援を行います。

こんな仕事をしています

相談窓口	所在地	電話／FAX	対象地域
地域包括支援センター	志佐町里免 365 (健康ほけん課介護保険係)	Tel : 0956-72-1111 (内線 176,177,178,179) Fax: 0956-73-0022	市内全域
福島保健センター	福島町塩浜免 2944 - 41	Tel : 0955-41-3005 Fax: 0955-41-3035	福島地区
鷹島支所 (市民課内)	鷹島町中通免 1718 - 2	Tel : 0955-48-3111 (内線 18) Fax: 0955-48-3488	鷹島地区

松浦市地域包括支援センターは松浦市役所内に設置しています。また、相談は、福島保健センター、鷹島支所でも受け付けています。利用しやすいところでご相談ください。

相談はこちらへ

用語集

●成年後見制度

物事を判断する能力が落ちてしまった時に、本人に代わって財産の管理や様々な契約を結ぶお手伝いをします。法的に権限を与えられた後見人等が保護し、支援をする制度です。

●ケアマネジャー（介護支援専門員）

正式名は介護支援専門員といいます。介護の知識を幅広くもった専門家で、高齢者の心身の状態に応じてケアプランを作ったり、サービスを行う事業所との連絡や調整を行います。

●ケアプラン（介護サービス計画）

必要な介護保険サービスがきちんと利用できるよう、ケアマネジャーなどが高齢者本人や家族の意見や希望を聞いたうえで、一人一人の状況に応じたサービスの内容やスケジュールを計画したものです。

●要介護状態

日常生活において介助を必要とする状態のことです。